

令和3年7月9日

懲戒処分の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行ったので公表します。

○ 私有車運転による人身（軽傷）事故について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和3年7月9日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
減給（10分の1）1月 係長級 45歳 男
- (3) 非違行為の概要

本件については、令和2年11月15日、私用により私有車を運転中に、一般道において自転車との接触事故を惹き起こし、相手方に軽傷を負わせたものであります。また、同職員は、過去の道路交通法違反2件について報告を怠っていた事が判明したものであります。

○ 市長コメント

職員の交通ルールの厳守、安全運転の励行については、これまでも再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、このような事故を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、被害にあわれた方に対しお見舞いを申し上げますとともに、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

当該職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう、改めて全職員に対し交通ルールの厳守と安全運転の励行についての注意喚起を行い、市民の皆様からの信頼を回復できるよう努めてまいります。

[問い合わせ先]
総務部人事課
電話：0220-22-2145（直通）
担当：課長 幡江 健樹